

砂川小学校いじめ防止基本方針

(令和6年4月)

1 いじめへの基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものである。（いじめ防止対策基本法第1章第2条の1）

- (1) いじめは、人間の尊厳を傷つける重大な人権侵害であるという認識に立ち、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で指導に臨み、いじめを起こさない環境づくりに努める。
- (2) いじめは、どの学級でもどの児童にもいつでも起こりうるとの認識をもち、日常的な児童との関わりを通して、未然防止、早期発見、早期対応、早期解決に向け、学校の総力をあげて取り組む。
- (3) 児童の生命及び心身を守ることが最重要であるという認識に立ち、いじめを受けた児童に寄り添うとともに、保護者や地域、関係機関との連携を図り、積極的に解決を図る。

2 いじめ防止に向けての段階に応じた具体的な取り組み

(1) 未然防止のための取り組み（いじめを生まないための土壌作り）

- ①児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していこうとする支持的風土の醸成を目指した学級づくりを推進する。
- ②指導と評価の一体化を目指し、児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ③教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、自己実現を図る体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ④情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- ⑤全校生で、「いじめを考える集会」を持つ。（人権集会）
- ⑥就学前のガイダンス等で、幼児や保護者に対して、いじめ等の未然防止を図る。
- ⑦年度当初の学級懇談会でいじめの定義について等の説明を行い、共通理解を図る。

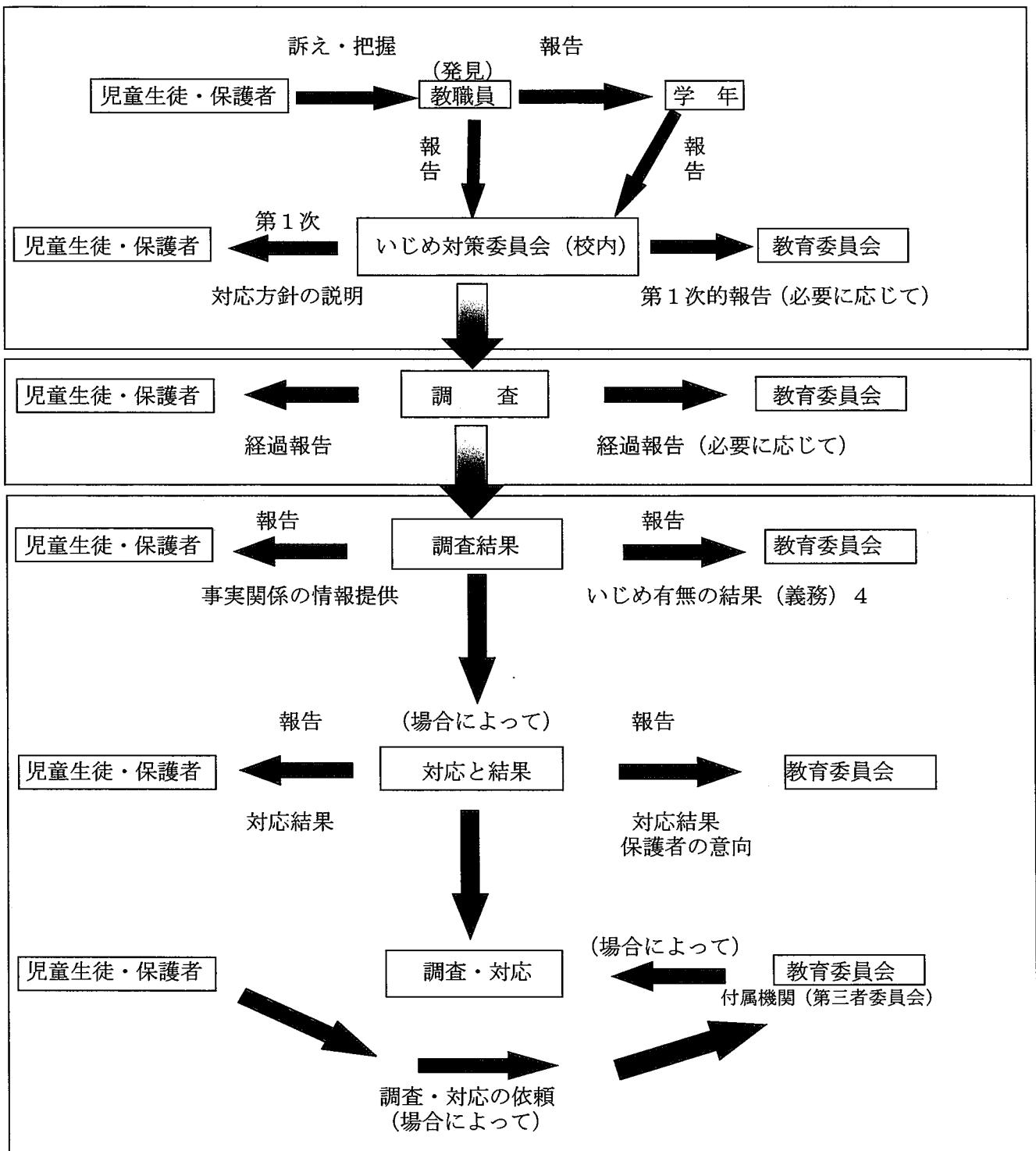
(2) いじめの早期発見の取り組み

- ①生活・相談アンケート（毎月）や教育相談を学期に一回実施（年3回）し、児童の小さなサインを見のがさないように努める。
- ②教師と児童との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ③いじめ相談電話等、外部の相談関係を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ①いじめの発見・通報を受けたら「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ②被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ③加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ⑤いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ⑥ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

[いじめ発生時の通常対応等のフロー図]



(4) 重大事態への対応

①重大事態の基準

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

※「重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

- 児童が自殺を企画した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあるとき。

※「相当な期間」については、国的基本指針に基づき「30日」を目安とする。ただし、目安にかかわらず個々の状況を十分に把握しなければならない。（国基本方針より）

②見守り体制を整え、いじめられた児童の生命・安全の確保を最優先する。

ア 必要に応じていじめた児童の別室指導等を行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

③スクールカウンセラーや臨床心理士、養護教諭と連携し、いじめられた児童の心のケアを図る。

④いじめ等対策委員会を必要に応じて活用し、関係保護者、関係機関と連絡を密にして、解決に取り組む。

ア いじめ等対策委員会は、校内サポート会議の初期対応について報告を受け、解決に向けて取り組む。

イ いじめた児童の保護者へ事実の説明と情報の共有を図るとともに、家庭での指導について助言を行う

ウ いじめを見ていた児童が、自分の問題として捉えることができるようとする指導を行う。

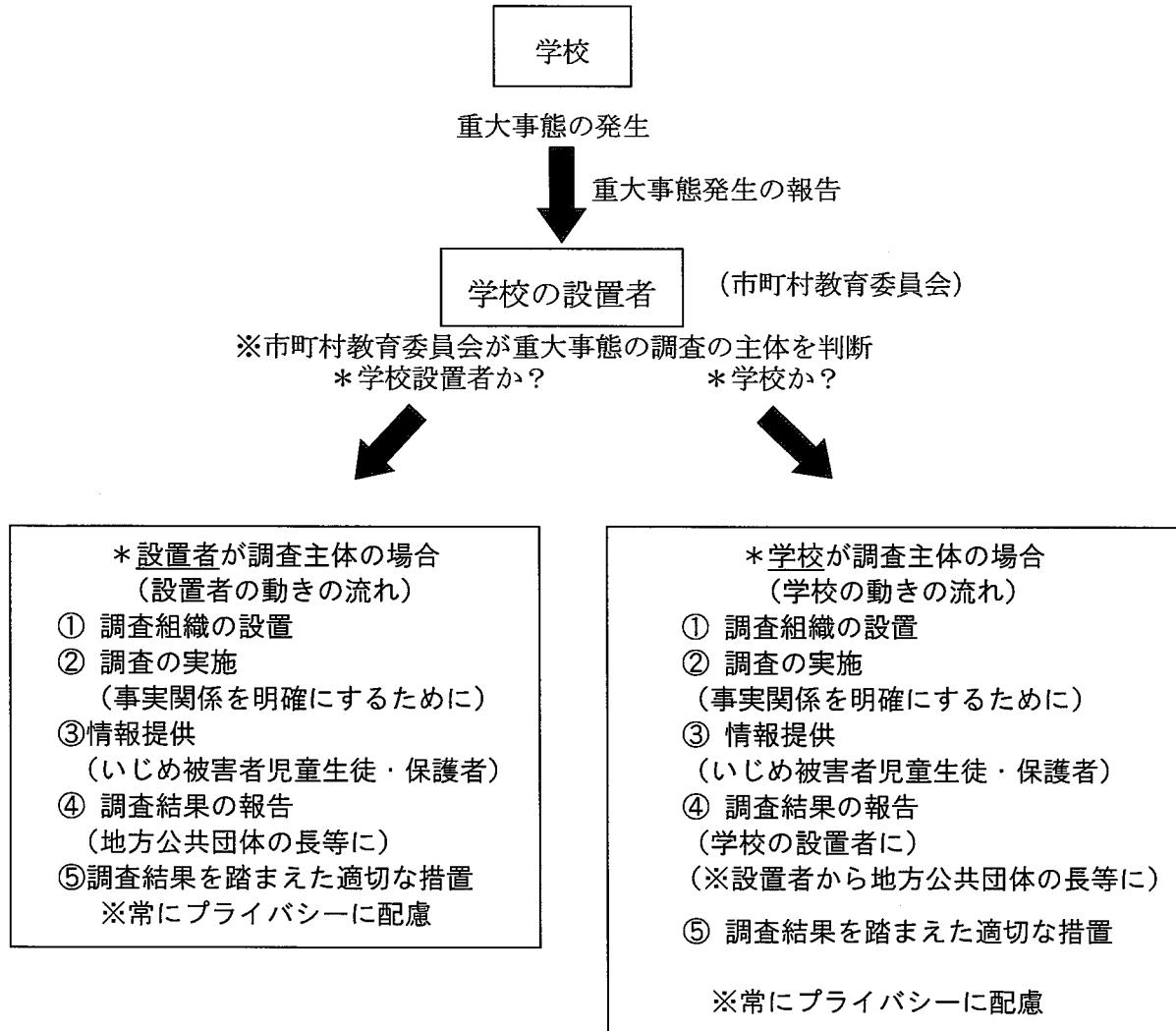
エ 保護者会の開催などにより、保護者との情報の共有を図る。

⑤いじめに関わる事実を集約し、時系列にまとめ、教育委員会に報告する。

⑥いじめが犯罪行為と認められる事案については、警察との連携を図る。

⑦外部からの問い合わせ(取材等)は窓口を1つにする。（窓口は管理職）

[重大事態対応のフロー図]



3 学校におけるいじめ等の防止対策に向けた組織

(1) 組織

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、「宮古島市立砂川小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

(2) 設置の目的

いじめや不登校など児童の問題行動は複雑化・潜在化し、学校内部だけでは対応が難しい状況になっているため、必要に応じて児童に関わる有識者を交え、広い視点から問題行動を分析し、その対応作等を検討する必要があることから、本対策委員会を設置する。

(3) 所掌事項

本対策委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- ①いじめ対応に関するこ
- ②不登校対応に関するこ
- ③その他、必要事項

(4) 委員構成

本委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- ①委員長は、校長職にある者をもって充てる。
- ②副委員長は、教頭職にある者をもって充てる。
- ③委員は、別表1に掲げる者を充てます。所掌事項に速やかに対応するために、校内委員と校外委員とに分けて構成する。

別表1

校内 委員	委員長	校長
	副委員長	教頭
	委員	教務
	委員	生徒指導主任
	委員	教育相談担当者
	委員	養護教諭
校外 委員	委員	当該児童の学級担任
	委員	臨床心理士
	委員	スクールカウンセラー
	委員	長間駐在・宮古警察署
	委員	PTA会長

(5) 会議

- ①委員長は、対策委員会を招集し、会議を開催する。
- ②委員長は、必要があると認めるときは、検討事項に関係のある者の出席を求めることができます。
- ③副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の場合は、その職務を代行する。
- ④校内委員による会議は、毎月1回校内委員会によって協議し、全職員に情報共有及び実践する。（生徒指導委員会と兼ねて行う）
- ⑤いじめ又はいじめと思われる事案が発生した場合には、校長の指導の下、いじめ対策委員会を隨時招集する。

(6) 任期

本対策委員会の任期は、年度の第1回の会合から年度末末日までとします。

4 いじめ防止対策年間計画

月	児童・保護者へのはたらきかけ	会議等
4	人権の日、生活相談アンケート 授業参観・学校説明会・P T A総会 学校だより、学校 HP、生活朝会	職員会議（児童情報の共有） 校内委員会
5	人権の日、生活相談アンケート 教育相談週間	職員会議（児童情報の共有） 校内委員会
6	人権の日、生活相談アンケート	職員会議（児童情報の共有）
7	人権の日、生活相談アンケート 個人面談（保護者）	職員会議（児童情報の共有） 校内委員会
9	人権の日、生活相談アンケート	職員会議（児童情報の共有） 校内委員会
10	人権の日、生活相談アンケート	職員会議（児童情報の共有） 校内委員会
11	人権の日、生活相談アンケート 教育相談週間	職員会議（児童情報の共有） 校内委員会
12	人権の日、生活相談アンケート エイズ週間・人権集会	職員会議（児童情報の共有） 校内委員会
1	人権の日、生活相談アンケート	職員会議（児童情報の共有） 校内委員会
2	人権の日、生活相談アンケート 授業参観・学級懇談会、教育相談週間	職員会議（児童情報の共有） 校内委員会
3	人権の日、生活相談アンケート	職員会議（児童情報の共有） 校内委員会